

エズドラ第一書 (エズラ書)

本書の名は筆者に因んだもの。この人は高德の司祭で律法學者、ヘブレオ人にはエズラと稱ば
れている。

第一章

ペルシヤ王キルス天主の民の捕囚を解き、そのイエルサレムに帰りて
聖殿を復興することを許す。

一 ペルシヤ人の王キルスの第一年に當り、イエレ
ミアの口より告げられし主の御言を成就せん爲
に主、ペルシヤ人の王キルスの心を動かし給い
たれば、彼、その全國に、聲によりても、また文
書によりても傳えて曰く、³⁾ エペルシヤ人の王キ
ルスはかく云う、⁴⁾ 天の神たる主、我に地の諸
王國を賜い、且我に命じて、そのためユダにある

第一章 1) 耶二五・一一―一二。二九・
一〇。―ユデア人が帰國の許可を得たの
は、何よりも先ずキルスの宮廷に來て王
に預言を告げた預言者ダニエルの盡力の
おかげであつたるう (ヨゼフス・フラヴ
イウス)。―2) キルスはユデア人の天主を
認め尊敬していたが、征服した他の諸民
族の神々に對してもそうしていた。
3) 代下三六・二二。―4) キルスはこの語

三 イエルサレムに家を建てしめ給う。三 汝等の中のそのすべての民たみに加くわわれる者は誰たれぞや。その神かみたる主しゆ、之これと共に在ましませ。その者ものはユダにあるイエルサレムに上のぼり行ゆきて、イスラエルの神かみなる主しゆの家いえを建たつべし。主しゆはイエルサレムに坐います神かみにて在まします。

四 残のこれるすべての者もの、何處いずこに住すむとも、その處ところの人々ひとびと、銀しろがね、

金こがね、貨財たから、家畜かちくを以もつて之これを助たすくべし、なおその外ほかにも、イエル

サレムにある神かみの宮みやに志こころざしの物ものを献ささげて然しかすべし。』と。』五 是こゝ

に於おいて、ユダ及びベンヤミンの父祖ふその家いえの長等おさたち、司祭しさいレヴィ

人ひと、ならびに天主てんしゆがイエルサレムに主しゆの聖殿せいでんを建たつるよう心こころを

動うごかし給たまへる者共ものどもみな皆みな、起たちて上のぼり行ゆけり。六 しかして周圍しゅういにあ

る者もの舉こぞりての銀しろがね、金こがねの器うつわもて、貨財たから、家畜かちくもて、調度類ちようどるいもて、

彼等かれらの手助てたすけをなし、なお外ほかにも、志こころざしの物ものを献ささげて然しかせり。

七 又またキルス王おう、ナブゴドノソルがイエルサレムより取とりて已おのが

に依り平生天地の創造主として崇めているアウラマスダを否んだ譯ではなく、ただ天主を特殊な力ある神と認めただけ。
 5) わがすべての臣民のうち。— 6) 即ちペルシヤ帝國內に定住し、現在帰國を考えていないすべてのユデア人。— 7) 旅仕度を整えた人々の周圍にある者とは直ちに帰國する決心のないイスラエル人、ならびにキルスの命令に従つたバビロニア人と解すべきである。

八 神かみの社やしろに置おきし、主しゆの聖殿せいでんの器具うつわを取とり出いだせり。⁹⁾八はさてペル
 シヤ人びとの王おうキルスは、ガザバルの子このミトリダテスの手てによ
 りて之これを取とり出いだすや、ユダユダの侯きみ¹⁰⁾ サツサバサル¹¹⁾ に數かずえ付わたせ
 り。⁹⁾即すなわちその數かずは次つぎの如ごとし。金こがねの鉢はち三十しじゅう、銀しろがねの鉢はち一いち千せん、小
 刀がたな二十九じゅうじゅう、金こがねの爵さかづき三十さんじゅう、¹⁰⁾二等とうの銀しろがねの爵さかづき四百しやう十じゅう、その他
 の器類うつわ一いち千せん。¹¹⁾金銀きんぎんの器具うつわは合あせて五ご千せん四し百ひゃく。サツサバサル
 は、バビロンバビロンの捕囚とらわれを釋ゆるされてイエルサレムイエルサレムに上のぼる人々ひとぐと共とも
 に、¹²⁾是等これらを悉ことごとく携たずさえ行ゆけり。

第 二 章

ユダに帰かへりし人々ひとぐの數かず—その奉獻ほうけんしたる物。

一 バビロンバビロンの王おうナブゴドノソルナブゴドノソルに引ひき行ゆかれし
 捕囚とらわれを釋ゆるされて上のぼり、ユダユダ及びおよびイエルサレムイエルサレムに歸かへりて各々おのづかそ
 の市まちに¹⁾至いたりし、この州しゅうの裔等こらは次つぎの如ごとし。²⁾ 彼等かれらは、ゾロ

⁹⁾ 代下三六・七、一八。
¹⁰⁾ ヘブレオ原語は「出納官」
 の意。されば出納官ミトリ
 ダテスとなる。—¹⁰⁾ ダヴィ
 ドの子孫。マテオ一・一二
 参照。—¹¹⁾ ズロバベルのペ
 ルシヤ名。—¹²⁾ ヘブレオ語
 は「捕虜等がバビロンより
 イエルサレムに連れ上られ
 し時に。」

第二章 1) 帰還者各自の父
 祖が異郷に移される前に住
 んでいた町。—2) この州と
 は、ペルシヤ帝國の一州に

二三 三四 三三 三二 三〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 九八 七 六五 四三

バベル、³⁾ ヨズエ、ネヘミア、サラヤ、ラヘラヤ、マルドカイ、ベルサン、
 メスファル、ベグアイ、レフム、及びバーナに率^{ひき}いられて來^{きた}れり。そのイス
 ラエルの民の人数^{たみじんず}は、^三フアロスの裔^{こら}等^ら ^四二千百七十二人、^四セファテイア
 の裔^{こら}等^ら ^五三百七十二人、^五アレアの裔^{こら}等^ら ^六七百七十五人、^六ヨズエとヨアブとの
 裔^{すえ}なるモアブ出身^{しゅつしん}のフアハトの裔^{こら}等^ら ^七二千八百十二人、^七エラムの裔^{こら}等^ら ^八千二百
 五十四人、^八ハゼトウアの裔^{こら}等^ら ^九九百四十五人、^九ザカイの裔^{こら}等^ら ^{一〇}七百六十人、
^{一〇}バニの裔^{こら}等^ら ^{一一}六百四十二人、^{一一}ニベイの裔^{こら}等^ら ^{一二}六百二十三人、^{一二}アズガドの裔^{こら}
 等^ら ^{一三}千二百二十二^{一三}人、^{一三}アドニカムの裔^{こら}等^ら ^{一四}六百六十六人、^{一四}ベグアイの裔^{こら}等^ら ^{一五}二
 千五十六人、^{一五}アデインの裔^{こら}等^ら ^{一六}四百五十四人、^{一六}エゼキアより出^いでたるアテ
 ルの裔^{こら}等^ら ^{一七}九十八人、^{一七}ベサイの裔^{こら}等^ら ^{一八}三百二十三^{一八}人、^{一八}ヨラの裔^{こら}等^ら ^{一九}百十二^{一九}人、
^{一九}ハスムの裔^{こら}等^ら ^{二〇}二百二十三^{二〇}人、^{二〇}ゲツバルの裔^{こら}等^ら ^{二一}九十五^{二一}人、^{二一}ベトレヘムの
 裔^{こら}等^ら ^{二二}百二十三^{二二}人、^{二二}ネトウファの人々^{ひとぐ} ^{二三}五十六^{二三}人、^{二三}アナトトの人々^{ひとぐ} ^{二四}百二十八^{二四}
 人、^{二四}アズマヴェトの裔^{こら}等^ら ^{二五}四十二^{二五}人、^{二五}カリアテイア^{二六}リム、^{二六}ケファイラ、及び

なりさが
 つたエデ
 ア國をさ
 す。一尼
 七・六。
³⁾この名
 は通常
 「バベル
 で生まれ
 た者」と
 解釋され
 る。
⁴⁾「こら」
 とは子孫
 もしくは
 住民とい
 うほどの
 意。

二六	二二八七	三三〇九	三三二	三四	三三六五	三三八七	三三〇九	四四二	四三	四四		
ペロトの裔等七百四十三人、 ^{二六} ラマ及びガバーの裔等六百二十一人	マクマスの人々百二十二 ^{二七} 人、 ^{二八} ベテル及びハイの人々二百二十三	人、 ^{二九} ネボの裔等五十二人、 ^{三〇} メグビスの裔等百五十六人、 ^{三一} 他の	エラムの裔等千二百五十四人、 ^{三二} ハリムの裔等三百二十人、 ^{三三} ロド、	ハデイド、及びオノの裔等七百二十五人、 ^{三四} イエリコ <small>の裔等三百四</small>	十五人、 ^{三五} セナーの裔等三千六百三十人、 ^{三六} 司祭は、 ^{三七} ヨズエの家	のヤダヤの裔等九百七十三人、 ^{三八} エンメル <small>の裔等千五十二人</small> 、 ^{三九} ハ	エシユルの裔等千二百四十七人、 ^{四〇} ハリムの裔等千十七人、 ^{四一} レヴ	イ人は、オドヴィアの子等なるヨズエとケドミヘルとの裔等七十四	人、 ^{四二} 歌手は、アサフ <small>の裔等百二十八人</small> 、 ^{四三} 門衛 <small>の裔等は</small> 、セルム	の裔等、アテル <small>の裔等</small> 、テルモン <small>の裔等</small> 、アツクブ <small>の裔等</small> 、ハテイタ	の裔等、ソバイ <small>の裔等</small> 、合せて百三十九人、 ^{四四} ナティン人 <small>は</small> 、 ^{四五} シ	ハの裔等、ハスファ <small>の裔等</small> 、タバオト <small>の裔等</small> 、 ^{四六} ケロス <small>の裔等</small> 、 ^{四七} シ

のダヴィドが設けた司祭二十四班の内（代上二四・一以下）帰つたのはただ、第二、第三、第十六の班だけ。—この聖殿づきの人々は大部分ガバオン人（書九・二一、二七。代上九・二〇）の子孫で、多分大半戦争捕虜の子孫であつた（王上九・二一以下参照）サロモンの奴僕等と共に、聖殿の下役を勤めていた。

四六五	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一
ア	ガ	ヤ	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ー	ブ	の	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等
の	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
フ	セ	ム	ラ	イ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ア	ム	ラ	イ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ド	ラ	イ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ン	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
の	ハ	ナ	ン	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
裔	ナ	ン	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
等	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
、	ガ	ザ	ム	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ハ	ガ	ザ	ム	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ガ	ザ	ム	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
バ	ム	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
の	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
裔	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
等	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
、	ア	ツ	ク	ブ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ア	ツ	ク	ブ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ッ	ク	ブ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ク	ブ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
ブ	の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
の	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
等	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔	裔
、	ラ	ー													
ラ	ー														
イ															
の															
裔															
等															
、															
ネ															
コ															
ダ															
の															
裔															
等															
に															
し															
て															
六															
百															
五															
十															
二															
人															
。六															
一															
また															
司															
祭															
の															
裔															
等															
の															
中															
には															
、															
ホ															
ビ															
ア															
の															
裔															
等															

その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。六〇そはダラヤの裔等、トビアの裔等、ネコダの裔等にして六百五十二人。六一また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

ルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、

その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。六〇そはダラヤの裔等、トビア

の裔等、ネコダの裔等にして六百五十二人。六一また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

ルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、

その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。六〇そはダラヤの裔等、トビア

の裔等、ネコダの裔等にして六百五十二人。六一また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

ルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、

その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。六〇そはダラヤの裔等、トビア

の裔等、ネコダの裔等にして六百五十二人。六一また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

ルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、

その父祖の家とその血統とを示すこと能わざりし者あり。六〇そはダラヤの裔等、トビア

の裔等、ネコダの裔等にして六百五十二人。六一また司祭の裔等の中には、ホビアの裔等

ルブ、アドン、及びエメルより上り來りし人々にて、イスラエルより出でたるか否か、

アツコスの裔等、ベルゼライの裔等あり、
 ベルゼライはガリード人ベルゼライの娘
 等の一人を妻に迎えて、その名を稱りたる
 なり。六三是等の者は己が系圖を探ねたれど
 見出さざりしかば、司祭の職より逐われた
六三り。六三アテルサタ八彼等に、學德卓れし司
 祭の出ずる迄は、至聖所の物を食すべか
六四らず、と云えり。一〇 六四全會衆は一つにして
六五四万二千三百六十人。一一 六五外にその僕婢
 七千三百三十七人あり、之が中には男女の
六六歌手一二二百人ありき。六六その馬七百三十六
六七頭、その騾馬二百四十五頭、六七その駱駝四
百三十五頭、その驢馬六千七百二十頭。

のダヴィドの歴史上に重要な役割を演じたベルゼ
 ライ。母下一七・二七。一九・三一。王上二・七
 参照。—八知事。このペルシヤ語は多分閣下など
 という類の尊稱である。—九奉納物の司祭の分。
一〇ヘブレオ語では「ウリムとトウミムとを用うる
 司祭の興るまでは」即ちウリムとトウミムとを用
 いて終局の決定を與え得るような大司祭が出るま
 では。—尼七・六五。—一一ほかの人々が加わつて
 いるか、又は妻子が算入されているか。なぜなら
 前述の者をすべて合せても、二九八一八人にしか
 ならないから。—一二これをレヴィ人の歌手達と混
 同してはならない（四一節参照）。これはただ、
 まだ小アジアにあつて、公私の喜び事や儀式など
 に使われているような雇いの歌手たちであつた。
 この場合、律法學者の云う所によれば、「イスラ
 エル人の帰國を一層喜ばしいものとするように」
 彼らを雇つたのであると。

六八 父祖ふその家の長等おさたちの或人あるひと々は、イエルサレムにある主しゆの聖殿せいでんに入り
 たる時とき、自ら進みみて天主てんしゆの家に寄附きふし、以て之これをその處ところに建たつるに
 資ししたり。六九 即すなわち彼等かれらがそれぞれの力ちからに應おじて、工事こうじの費用ひように差出さしだ
 せるは、金貨きんか13) 六万一千枚まい、銀五千斤ぎん。なお司祭しさいの衣服いふく百襲かさね。七〇 かくて司祭しさいレヴィ人びと、民たみたる者もの、歌手うたいて、門衛かどもり、及びナティン人等びとら、そ
 れぞれの邑まちに住すみ、すべてのイスラエル人びと、それぞれの市まちに住すめり。

第三章

犠牲の祭壇を築き、盛大に幕屋祭を行い、聖殿の基礎を据らう。

一 既すでにして第七月がつきた來りぬ、イスラエルの裔等こらはそれぞれの市まちに居おり
 しが、この時とき民たみさながら一人ひとりの如ごとく、イエルサレムに集つどえり。二時とき
 にヨセデクの子こヨズエ1) とその兄弟きやうだいなる司祭等しさいら、及びサラティエル
 の子こゾロバベルとその兄弟等きやうだいたち、起たちてイスラエルの天主てんしゆの祭壇さいだんを築きず
 けり。是これ、天主てんしゆの人ひとモイゼの律法おきてに録かきしるされたる如ごとく、その上うへにて燔ほん

13) この金貨は一シクルの重量があつた。

第三章 1) ヨズエは當時の大司祭で、宗教關係の事ではみんなの長であつた。その父ヨセデクはナブコドノソルに捕虜と

<p>三 祭を献げん爲なりき。三 即ち彼等周圍の國々の民の彼等を脅かす間に天主の祭壇を本の基礎の上に据え、²⁾ 朝な夕なその上に主<small>しゆ</small>に燔祭<small>ほんさい</small>を献<small>さ</small>げたり。四 また録<small>かきしる</small>されたる如<small>ごと</small>く、³⁾ 幕屋<small>まくや</small>の祝祭<small>いわい</small>を行<small>おこな</small>い、毎日<small>まいにち</small>その日に於<small>お</small>ける日の勤行<small>つとめ</small>の命<small>めい</small>ぜられたる如<small>ごと</small>く、順<small>じゆん</small>序<small>じよた</small>しく燔祭<small>ほんさい</small>を献<small>さ</small>げたり。五 しかしてその後<small>のち</small>は平常<small>つね</small>の燔祭<small>ほんさい</small>を、新月<small>しんげつ</small>にも、聖<small>せい</small>とせられたる主<small>しゆ</small>の諸々<small>もろもろ</small>の祝日<small>いわいび</small>にも、また凡<small>すべ</small>て志<small>こころざし</small>の供物<small>そなえもの</small>が主<small>しゆ</small>に献<small>さ</small>げらるる時<small>とき</small>にも献<small>さ</small>げたり。六 彼等<small>かれら</small>は第七月<small>だいいちがつ</small>の一<small>いつ</small>日<small>いち</small>より、主<small>しゆ</small>に燔祭<small>ほんさい</small>を献<small>さ</small>げ始めたり、されど天主<small>てんしゆ</small>の聖殿<small>せいでん</small>の基礎<small>きそ</small>は未だ据<small>す</small>えざりき。⁴⁾ 七 よりて石<small>いし</small>を切<small>き</small>る者<small>もの</small>と石<small>いし</small>を積<small>つ</small>む者<small>もの</small>とに金<small>かね</small>を、またシドン人<small>びと</small>とチロ人<small>びと</small>とに食物<small>たべもの</small>飲物<small>のみもの</small>油<small>あぶら</small>を與<small>あた</small>え、彼等<small>かれら</small>をしてペルシヤ人<small>びと</small>の王<small>おう</small>キルスが之<small>これ</small>に命<small>めい</small>じたる所<small>ところ</small>に循<small>したが</small>い、杉<small>すぎ</small>の材<small>き</small>をリパノンよりヨツペの海<small>うみ</small>に搬<small>はこ</small>ばしめたり。八 かくて彼等<small>かれら</small>がイエルサレムにある天主<small>てんしゆ</small>の聖殿<small>せいでん</small>に來<small>きた</small>りてより二年目<small>ねんめ</small>の第二月<small>だいいがつ</small>に、サラテイエ</p>											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

して引き行かれた人。
²⁾ 帰國した人々がもとの土臺の上で燔祭を献げたのは、律法所定の犠祭を行つて、自分等に敵意を抱く周圍の異教民族に對して天主の御加護を成るべく早く蒙りたかつたら。一³⁾ 利二三・三四以下。民二九・二二―三八。
⁴⁾ 二節はもとの土臺の上に祭壇を設けたことを述べ、ここには聖殿が後に至つて漸く建て始められたことが云つてある。

九

一〇

二

三

ルの子ゾロバベル、ヨセデクの子ヨズエ、その他その兄弟たる司祭レヴィ人等及び捕囚を釋されてイエルサレムに來れる者共舉りて着手し、二十歳以上のレヴィ人を立てて、天主の工事を急がしめたり。次いでヨズエとその子等、その兄弟、ケドミヘルとその子等、及びユダの裔等、宛ら一人の如くに立ちて、天主の聖殿にて工事をなす者共を督促せり。ヘナダドの子等、またその子等、及びその兄弟なるレヴィ人等も然せり。かくて主の聖殿の基礎、石を積む者等によりて据えらるるに當り、着飾りたる司祭等は喇叭を持ち、アサフの裔なるレヴィ人等は鏡鉞を持ち、イスラエル王ダヴィドの指定のままに天主を讚美せんと、立ちたり。二即ち彼等主に向かいて讚美と感謝との歌を合唱せり、其は主仁慈深く在し、イスラエルに對するその御矜恤永久に存すればなり。また民も皆聲高く叫びて、主を讚美せり。そは主の聖殿の基礎据えられたればなり。二三されど司祭レヴィ人、父祖の家、長老等にして、曩の聖殿を見た

りし者は、己が目の前にてその聖殿の基礎の据えられたる時、多くは大聲を舉

のこれ
は詩篇
その他
で屢々
繰返さ
れてい
る天主
讚歌の
反復句

一三
 げて泣けり。また喜びて聲をあ
 げ叫ぶ者も多かりき。^① 一三 故に
 民の歡呼の聲と泣聲とを區別す
 ること能わざりき、蓋は民聲を
 混えて大いに叫びたればなり。
 その聲は遠くまで聞えたり。

第 四 章

サマリア人、アルタクセルクセス王に上書して聖殿の建立を沮む。

一
 一時にユダとベンヤミンとの
 敵、¹⁾ 捕囚の子等が主イスラエ
 ルの天主の爲に聖殿を建ておる
 由を聞き、^二 上り來りてゾロバ
 ベルの許、及び父祖の長等の許

① 五十四年前破壊された(王下二五・九)サロモンの聖殿を
 まだ覚えていた年上の人々が悲しんで泣いたのは、資材や準
 備の不足から、新築のものが以前の聖殿の宏壯美麗さを具え
 得ないのを知つたため。またバビロンで生まれた年下の人々
 が喜んで叫んだのは、聖殿という全國民の宗教的民族的一致
 の中心が出来たのを見たため。

第四章 1) ここから聖殿建築の際に起つた出來事についての
 話になる。北方王國が倒れた後、サルゴンが、また後には
 アソル・ハツダンが、荒廢したその國に異教民族を定住させ
 たが、これらは殘存するイスラエル人と混じて一民族を作り
 その地がアツシリア、後にはペルシヤの一州として付けられ
 た名に因んで、サマリア人と稱された。その宗教は異教と眞

に至り、之に云いけるは、「我等をして汝等と共に建てしめよ、其は我等も亦汝等の如く、汝等の天主を求むればなり。」

視よ、我等はアツシリア王アソル・ハツダンの我等を此處に導き至りし日より、之に犠牲を献げ來れるなり。」と。②) ③) ④) ⑤)

れどゾロバベル、ヨズエ、及びその他のイスラエルの父祖の長等、彼等に云いけるは、「我等の天主の爲に家を建つるは、

汝等と我等とのなすべき事に非ず、ただ我等のみ、ペルシヤ人の王キルスが我等に命じたる如く、主我等の天主の爲に自

ら家を建てん。」と。④) 是に於いてその地の民、ユダの民の手を阻止し、彼等の建立を妨害するに至れり。⑤) また彼等の計

畫を空しからしめん爲に、議に参る者を雇いて、彼等に敵對し、ペルシヤ王キルスの世に在る間然なして、ペルシヤ人の

王ダリウスの代にまで及べり。④) ⑥) 更にアツスエルス⑤) の代に

の宗教との混合したものであつた（王下一七・二九―四一参照）。―②) 四節その他から、この言の正直でないことがわかる。―③) サマリヤ人はキルスの参議たちに贈賄したので、その後彼らは工事をやめさせた。

④) 聖殿の工事はキルス（五三五―五二九）の治世の晩年から、ダリウス（五二一―四八五）の代まで中止されていた。―⑤) 新しい歴史研究者等は、アツスエルスをダリウスの子クセルクセスとし、アルタクセルクセスをクセルクセスの後継者と考えている。

七 その統治の初めに當り、彼等ユダとイエルサレムとの住民を非難
 する書を上り、七なおアルタクセルクセスの代にも、ベセラム、
 ミトリダテス、タベール、その他彼等の議に参りし人々、ペルシ
 ヤ人の王アルタクセルクセスに書を上りしが、その非難の書はシ
 八 リア文字にて書かれ、シリア語にて讀まれたり。ハレウム・ベ
 ルテーム、及び書記官サムサイ、イエルサレムよりアルタクセ
 九 ルクセス王の許に、かくの如く書簡を書き送れり、九「レウム・ベ
 ールテーム、書記官サムサイ、その他その議に参る者、デイン人
 アファルサタク人、テルファアル人アファルス人、エルク人、パビ
 一〇 ロン人、スサネク人、デイエヴ人、エラム人、及びその他の國
 民の、偉大にして榮譽あるアセナファル⁸⁾が移してサマリアの市
 々並びに河⁹⁾の此方なるその殘餘の地に、安らかに住まわしめた
 二 る者共、二(是は彼等が彼に送りし書簡の謄寫なり。)アルタクセ

6) この非難の書はアラ
 メア語でアラメア文字
 で記してあつた。アラ
 メア語は當時取引用語
 で、また國の處々方々
 では日用語でもあつた
 のレウムはパレスチナ
 のペルシヤ總督であつ
 た。ペールテームとは
 異名ではなく、「裁判
 の師」という公けの稱
 号で、即ち最高裁判官
 8) サルマナツサルまた
 はアソル・ハツダンの
 異名。一) エウフラト
 河。

一二 ルクセス王に汝の僕なる河を隔てし人々、敬意を表し奉る。一三 王知り給え

汝の許より我等の許に上りしユデア人等、叛逆のいと悪しき市イエルサレ

ムに來りて之を建て直し、その石垣を積み上げ、城壁を築けり。一三 されば

一四 今、王知り給え、もしこの市建て直され、その石垣修理されなば、彼等は

貢物をも租税をも年貢をも納めざるべく、この損失は王等に及ばん。一四 さ

れど我等は王宮にて塩を食したること¹⁰⁾を憶い、且王の損害を黙視するを

罪と考うるに由り、茲に人を遣して王に告げ奉れり。一五 願わくは汝の父祖

の歴史の書¹¹⁾を翻き探ね給え、さらば汝その記録の中に録されたるを見、

この邑の叛逆の邑にして諸王諸州に害ありしこと、及び昔よりその中に戦

一六 亂起りしことを知り給わん、是故にこそその市は滅ぼされたるなれ。一六 我

等王に告げ奉る、もしこの市建て直され、その石垣修理されなば、汝河の

一七 此方の領地を有し給わざるに至るべし。」と。一七 王乃ちレウム・ベールテ

ーム、書記官サマサイ、及びその議に参りし残余の者共、ならびに河の彼

10) 奇抜な云い

方。他人から

食物または給

料を貰つてい

ることをあら

わすための、

小アジアでの

常用語。

11) 當時ペルシ

ヤ軍が占有し

ていたアツシ

リア及びバビ

ロニアの王た

ちの記録保管

所にある。

一八 方のその他の者共に語を寄せて、幸福と平安とを望み、さて曰く、一八汝
 一九 等が我等の許に送りし訴状はわが前にて讀まれたり。一九我命じて探らしめ
 たるに、かの市は昔より諸王に叛き、暴動戦亂その中に起りしこと知られ
 二〇 たり。二〇またイエルサレムには強大なる王等¹²⁾ありて、河の彼岸の地を悉
 二一 く治め、貢物、租税、収益などを受けたることあり。二一されば今、わが裁
 定を聽け、かの人々を阻止めて、この邑を建てしめず、更に我より命令の
 二三 出するを待て。二三汝等戒心して、怠らず之を果せ、恐らくは王等に對する
 二三 損害漸次増大せん。と。二三かくアルタクセルクス王の勅書の謄寫を、
 レウム・ベールテーム、書記官サマサイ、及びその議に參れる者共の前に
 二四 て朗讀したれば、彼等イエルサレムに急ぎ行きてユデア人等の許に至り、
 腕づく力づくにて之を阻止めたり。二四是に於いてイエルサレムに於ける主
 の家の工事は中止せられ、ペルシヤ人の王ダリウスの代の第二年まで行わ
 れざりき。

12) ダヴィド及
 びサロモンは
 實際エウフラ
 ト河の西に位
 する諸地方の
 大部分に至上
 權を揮つてい
 た。

第 五 章

アツゲオとザカリアとに勵まされて民聖殿の建築を續行す—
敵之を妨げんと努めたれど及ばず。

一 一時に預言者アツゲオ、及びアツドの子ザカリア、ユデアとイエルサレムとに在るユデア人に向かい、イスラエルの天主の御名によりて預言せり。二 是に於いてサラテイエルの子ゾロバベル、ヨセデクの子ヨズエ、起ちてイエルサレムにある天主の聖殿を建て始めしが、¹⁾ 天主の預言者等、彼等と共にありて之を助けたり。三 然るにその時、河の彼方の總督²⁾ なるタタナイ、スタルブザナイ、及びその顧問等、彼等の許に來りて、之にかく云えり、「汝等に、この家を建て、その石垣を修繕うべしと勸めたるは誰ぞや。」⁴⁾ 我等之に對して、この建築の發企人の名の何たるかを彼等に答えたり。五 されどユデア人の長老等の上には、その天主の御眼注がれたれば、彼等之を抑止むること能わざりき。³⁾ よりてその事を

第五章 1) 中止
されていた工事を再開。— 2) シリアの宏大な州の總督。— 3) 彼らはこれを天主が自分達の企圖を嘉し給う證據と思つた。なぜなら相手がこれを権力で止めようとするれば出來

六 ダリウスに上申し、次いでその非難に對して辯明するを宜しとせり。六河の彼岸の地の總督タタナイ、及び河の彼岸に居るその顧問なるアルファサク人等が、ダリウス王に送りし書簡の謄寫、七その彼等が彼に送りし言は、かく記されたり、「ダリウス王に萬平安あれ。八王知り給え、我等ユデア州に行きて、大いなる天主の家に至りしに、人々磨かざる石もて之を建て、木材を壁に組み立て居たり。しかもこの工事は熱心に進められ、彼等の手によりて抄れり。九是に於いて我等その長老等に尋ねてかく云えり、「この家を建て、この石垣を修繕う權を汝等に與えたるは誰ぞや。」一〇なおまた我等は、その者共の名をも、汝に告げんとて彼等に尋ね、その中の重立てる人々の名をば録したり。二時に彼等かくの如き言もて我等に答えたり、曰く、「我等は天地の天主の下僕にして、既に幾年も前に建てられし聖殿を、建て直し居るなり。即ち之はイスラエルの或大王の建築完成せられしものなり。二三然るに我等の父祖、天主の御怒を招くに及びて、彼等をカルデア人にして、バビロンの王なる

たのに
そうし
なかつ
たから

二三 ナブコドノソルの手に付し給いしかば、彼この家を毀ち主の民を捕えてバビロンに移せり。二三されどバビロンの王キルスの元年に當りキルス王、天主のこの家を建て直すべしとの勅を發し給えり。

一四 また天主の聖殿の金銀の器具にして、ナブコドノソルがイエルサレムにある聖殿より取り、バビロンの宮に持ち去りしものをも、キルス王はバビロンの宮より取り出して、その總督として立てたるサ

一五 ツサバサルと稱する人に付し、⁴⁾ 一五さて之に曰わく、是等の器具を取り、行きて之をイエルサレムにある聖殿に蔵め、且天主の家を舊の處に建つべし。と。一六是に於いてそのサツサバル、來りてイ

一七 エルサレムにある天主の聖殿の基礎を据えけるが、その時より今に至るまで建ておるも、未だ竣工せざるなり。と。一七されば今、

王もし宜しと見給わば、イエルサレムにある天主の家を建て直すべしとの命令、キルス王より出でしや否や、⁵⁾ バビロンにある王の書

4) 一・八によればゾロバベル。一⁵⁾ 工事は繼續の妨げられた事情は述べてない。

6) この役人達はわざとまたもやこの工事を妨げる意圖はなかつた(四・一二以下参照)。それで彼等は聖殿工事の禁令に全く言及していない

また王が完成を禁ずるよう提案もしていない。寧ろ與えられた許可のことを述べ

それに對する確認を得ようとしている。

庫を調べ、この事に就きての王の御旨を我等に伝え給え。」と。

第 六 章

ダリウス王聖殿建立を援助す。

一 是に於いてダリウス王命じて、バビロンに集めおきし藏書を調べしめたるに、ニメデア州の城砦たるエクバタナ¹⁾にて、一つの巻物を見出しけるが、その中に録されたる記録次の如し。三、キルス王の元年に、キルス王詔りして曰く、イエルサレムにある天主の家を、犠牲を献げん爲の處として建て直し、高さ六十クビト幅六十クビトを支うるに足る基礎を据うべし。四、磨かざる石三列、新しき材も三列。その費用は王の家より出すべし。五、なおまた天主の聖殿の金銀の器具にして、ナブコドノソルがイエルサレムの聖殿より取り出し、バビロンに持ち來りしものをも、返し與えて、イエルサレムの聖殿内の舊の處に持ち行かしむべし、これまた天主の聖殿に置かれたりしものなればなり。」と。六、されば今河の彼方にある地の總督タタナイ、スタルブザ

第六章

1) エクバ
 タナは今
 日のハマ
 ダンで、
 もとメデ
 イアの首
 府であつ
 たが、こ
 こにペル
 シヤ王の
 夏の離宮
 があつた

ナイ、及び汝等の顧問なる河の彼方に居るアルファサク人等、彼
 等より遠ざかりて、セユデア人の侯及び長老等が天主のその聖殿
 を造るに任せ、以て天主のその家を舊の處に建てしめよ。²⁾ 八なお
 また我は、天主の家を建てん爲にユデア人の長老等が爲すべきこ
 と、即ち王の金庫より、換言すれば河の彼方の地より納めらるる
 租税の中より、その人々に遅滞なく費用を與え、以て工事を中絶
 せしめざるべき事を命じたり。³⁾ 九また必要ならば、天の御神に献
 ぐる燔祭の犢、小羊、仔山羊、及び小麦、塩、葡萄酒、油など、
 イエルサレムに在る司祭等の典規に循いて、日々彼等に與え、何
 事にも不平なからしめ、一〇彼等をして天の御神に献祭をなして、
 王及びその子等の生命の爲に祈らしむべし。⁴⁾ 二されば我かく定
 めたり、凡そこの命令を變更する人は、その家の材を取りて立て
 之に彼を付け、⁴⁾ またその家をば没收すべし。三凡て反抗し、イ

²⁾ ユデアの總督とユデアの諸侯とは、天主の聖殿をもとの場所に再建すべし。一³⁾ 異教を奉ずる王は、ユデア人の天主の御加護を願つたが、それによつてその唯一なることや、自分の帰依している神を始めその他のいろいろの偽神の空しいことを認めたる譯ではなかつた出八・八参照。一⁴⁾ 首を刎ねて後柱にかけるのは、ペルシヤでは珍らしくない刑罰であつた。

一三 エルサレムにあるかの天主の家を打毀さんとして手を出す諸々の王國や民は、彼處にその御名を住め給える天主、願わくは之を滅ぼし給え。我ダリウスこの勅令を出せり、我、銳意之を實行せんと欲す。かく、ダリウス王の命じたる所に循い、河の彼方の地の總督タタナイ、スタルブザナイ、及びその顧問等奮勵して然行えり。一四 イスラエルの長老等、また之を建てけるが、預言者アツゲオ、及びアツドの子ザカリアの預言の如く、順調に運びたり。かくて彼等イスラエルの天主の命じ給える如く、またキルス、ダリウス、アルタクセルクセス等ペルシャの王たちの命じたる如く、建築し、一五 ダリウス王統治の第六年アダルの月の三日に至りて、この天主の家を竣工せり。一六 是に於いてイスラエルの裔等、司祭レヴィ人、及びその殘餘の捕え移されたりし裔等、喜びて天主の家の奉獻式を行えり。一七 しかして彼等、天主の家の奉獻式に際し、犢百頭、牡羊二百頭、小羊四百頭を獻げ、また全イスラエルの爲に罪祭としてイスラエル支族の數に因み、牡山羊十二頭を獻げたり。一八 時に司祭をその席次により、

司祭に
 を讀す
 と思わ
 れること
 とは、
 古代は
 嚴しく
 罰せら
 れた。

レヴィ人をその班くみにより、立ててイエルサレムにて天主てんしゆへの勤行つとめに當らしめたり、即ち録すなわちかきしるしてモイゼの書ふみにある如し。⁶⁾ 次いで捕え移されたりし裔等こら、第一月の十四日に過越すきこしを行えり。⁷⁾ 即ち司祭レヴィ人びと、さながら一人の如く身を潔め、かくてすべて捕え移されたりし裔等こらと、その兄弟なる司祭等しさいらと、己との爲に過越の牲を屠らんとて、皆清くなれり。⁸⁾ 三しかして捕囚より歸り來りしイスラエルの裔等こら、及びすべてその地の異邦人の汚穢けがれを離れて彼等に付き、以て主イスラエルの天主を求むる人々ひとぐの之を食しぬ。⁹⁾ かくて彼等七日の間、悦びて酵なきパンの祝祭を行えり。其は主、彼等を悦ばせ、アツシリア王おうの心を彼等に向けて、彼等が主イスラエルの天主の家の工事に携たずわるを助けしめ給いたればなり。

第七章

エズドラス、イエルサレムに上りて民に教らうその携えたるアルタタセルクセス王の優渥なる詔勅。

⁶⁾ 民三・六・八・九。一の多分たいていは異教徒と混つていて、今度それから離れたイスラエル人である。
⁷⁾ すなわちアツシリアが州として屬してゐるペルシヤ帝國の王。

一 さして是等の事の後に、¹⁾ ペルシャ人の王アルタクセルクセスの代に、エスドラスという者出でしが、彼はサラヤの子にして、これはアザリアの子、これはヘルキアの子、^二これはセラムの子、これはサドクの子、これはアキトブの子、^三これはアマリアの子、これはアザリアの子、これはマラヨトの子、^四これはザラヒアの子、これはオジの子、これはボツキの子、^五これはアビスエの子、これはフィネエスの子、これはエレアザルの子、これは最初の司祭³⁾アーロンの子なり。^六このエスドラスはバビロンより上り來りしが、彼は主なる天主のイスラエルに賜えるモイゼの律法に精しき學士³⁾にして、主その天主の御手之が上にありしに由り、⁴⁾ 彼の請願は王悉く之を許せり。^七爰にアルタクセルクセス王の第七年に當り、イスラエルの裔等、司祭の裔等、レヴィ人の裔等、及び歌手、

第七章 1)ダリウス王の第六年からアルタクセルクセス王の第七年までの約五十七年間を経て後。 2)天主に選ばれた最初の司祭。 3)律法學士が聖書に出て來るのはここが始めて。 エスドラスはその弟子と共に聖書を譯してフェニキア文字から四角な文字に書き直した。 4)彼は天主の明らかなる御祐助を蒙つた。 聖書の他の諸卷に滅多に用いられていないこの云い方は、エズラ書及びネヘミア書では屢々見られる。

八 門衛、並びにナティン人⁵⁾の中イエルサレムに上る者あり、^八彼等王の
 九 第七年の第五月に、イエルサレムに來りぬ。^九彼は第一月の一日に始め
 一〇 てバビロンを出でて旅に上り、その天主の仁慈深き御手之が上にありし
 一〇 に由り、第五月の一日イエルサレムに到れり。^{一〇}蓋しエズドラスは主の
 律法を究め、イスラエルに於いて誠命と掟とを且行い、且教えんとの心
 二 構えなりしなり。二さて、アルタクセルクス王が、主の御言と誠命と、
 一三 イスラエルの典禮とに明るき學士にして司祭たるエズドラスに與えし勅
 一三 書の謄寫は次の如し。⁶⁾一三 諸王の王、アルタクセルクス、天の御神の
 一三 律法に精しき學士にして司祭たるエズドラスに挨拶す。^{一三}我は詔勅して
 一四 云う、わが王國內のイスラエルの民及び司祭レヴィ人の中、イエルサレ
 一四 ムに赴かんと欲する者は、何人も汝と共に行くべし、と。^{一四}抑々汝が王
 一五 及びその七人の顧問官の面前より派遣せらるるは、汝の手にある汝の
 一五 天主の律法に循いてユデアとイエルサレムとを訪れん爲、^{一五}また王とそ

5) 本二・四三と
 その註参照。
 6) アルタクセル
 クセス王の勅書
 はアラメア語に
 翻譯され、且書
 き寫された。
 のこの最高官の
 七という數は、
 ペルシヤの宗教
 体系でよく知ら
 れている高き七
 霊アムシヤスパ
 ンヅに對應する
 もの。帖一・一
 四参照。

一六 の顧問官等とが、イエルサレムにその幕屋を置き給うイスラエルの天主に、自ら進みて献げ奉りたる銀と金とを持ち行かん爲なり。一六 即り凡そ銀及び金にして、汝がバビロンの諸州に於いて見出すものと、民が献げんと欲するものと、司祭等が自ら進みてイエルサレムにあるその天主の家に献ぐるものとは、一七 遠慮なく受取り、その金もて、犢、牡羊、小羊、及びその素祭と灌祭との物を鋭意買入れ、イエルサレムにある汝等の天主の聖殿の祭壇に之を献げよ。一八 なおまた汝と汝の兄弟等、その銀と金との剩餘もて何事かなすを宜しと思わば、汝等の天主の御旨に循いて然なせ。一九 また汝の天主の家の奉事の爲に、汝に與えられたる器具をも、汝イエルサレムの天主の御眼前にて付せ。二〇 更にその外にも汝の天主の家の爲に要る物は、汝が費すに要する所如何ばかりなりとも、王の寶藏金庫、三 及び我より與うべし。我アルタクセルクセス、河の彼岸に居る国庫を守るすべての者に命じて詔勅す、凡そ天の御神の律法學士なる司祭エスドラスが汝等に請求むるものは何にても、汝等遲滞なく與うべし、三三 即ち銀

一六 幕金の折に

二二 是は百タレントまで、小麦は百石まで、葡萄酒は百バトまで、油も百バトまで、塩は量に制限なく與うべし。三 凡て天の御神の典憲に要する物の⁹⁾は、注意して天の御神の家に納むべし、是彼が王とその子等との王國に對して怒り給うことなからん爲なり。二四 我等はまた汝等に知らしむ、司祭レヴィ人、歌手、門衛、ナティン人等、この天主の家の役者に對しては、汝等之に租税、貢物、年貢などを課する權あらざるべし。二五 また汝エスドラス、汝の手にある汝の天主の叡智に循い、裁判官及び治安官を立てて、河の彼方にあるすべての民、即ち汝の天主の律法を知る者等を審判かしめよ、なお知らざる者には自由に教えよかし。二六 しかして凡そ汝の天主の律法と王の法律とを攷々として行わざる者は、之に對して判決を下し、或は死刑、或は流刑、或は貨財の沒收、或は少くとも投獄に處すべし。』と。10) 二七 主我等の

9) 異教では、一つあり、たゞ一つに限る神の觀念など知らなかつた。それで王は自ら奉ずる神々を輕んずる氣持のないままに造作もなく他國民の神を崇めることができた。本六・一〇参照。10) これを見るとき、イスラエル人には世俗的犯罪に至るまでも自分達の律法に従い死刑を執行する自由裁判權が許されており、それは捕囚中も、全くは奪われなかつた。但一三・二八以下を見よ。

父祖の天主は讚美すべきかな、かかる事を王の心に入れて、イエルサレムにある主の家を壯麗ならしめんとし、王とその顧問官と、王の有力なる諸侯との前に於いて、我に御矜恤を傾注ぎ給えり。主わが天主の御手、わが上にありしを以て、我勇氣を得、イスラエルの重立てる人々を、我と共に上らしめんとて集めたり。

第八章

エスドラス同僚と共にイエルサレムに行き、聖器を聖殿に搬入す。

一 さて、アルタクセルクセス王の代に當り、我と共にバビロンより上りし族の長等、及びその系圖は次の如し。ニ 1) 預言者ダニエルと異なる。 2) 預言者ダニエルと異なる。 3) 預言者ダニエルと異なる。 4) 預言者ダニエルと異なる。 5) 預言者ダニエルと異なる。 6) 預言者ダニエルと異なる。

タマルの裔等の中にてはダニエル。1) 1) 預言者ダニエルと異なる。 2) 預言者ダニエルと異なる。 3) 預言者ダニエルと異なる。 4) 預言者ダニエルと異なる。 5) 預言者ダニエルと異なる。 6) 預言者ダニエルと異なる。

セケニアの裔等及びファロスの裔等の中にてはザカリヤ、之と共にある男を數えたるに百五十人。四 4) 預言者ダニエルと異なる。 5) 預言者ダニエルと異なる。 6) 預言者ダニエルと異なる。

オエナイ、之と共にある男二百人。五 5) 預言者ダニエルと異なる。 6) 預言者ダニエルと異なる。

の子、之と共にある男三百人。六 6) 預言者ダニエルと異なる。

アダンの裔等の中にては、ヨナタンの子アベ

第八章

1) 預言者

者ダニ

エルと

異なる。

七 ド、之と共にある男五十人。セアラムの裔等の中にては、アタリアの子イザ
 八 ヤ、之と共にある男七十人。ハサファテアの裔等の中にては、ミカエルの
 九 子ゼベデア、之と共にある男八十人。九ヨアブの裔等の中にては、ヤヒエ
 一〇 ルの子オベデア、之と共にある男二百十八人。一〇セロミトの裔等の中にて
 一一 は、ヨスファイアの子、之と共にある男百六十人。一二ベバイの裔等の中にては
 一二 ベバイの子ザカリア、之と共にある男二十八人。一三アズガドの裔等の中にて
 一三 は、エツケタンの子ヨハナン、之と共にある男百十人。一三アドニカムの裔等
 の中にて、最後となりし者共²⁾あり、その名次の如し、エリフエレクト、イエヒ
 一四 エル、サマヤ。彼等と共にある男六十人。一四ベグイの裔等の中にては、ウタ
 一五 イ及びザクル、彼等と共にある男七十人。一五さて我彼等を、アハヴァ³⁾に流
 一六 れ下る河の畔に集めしが、我等其處に三日の間滞留まり居たり。我民と司祭
 との中に、レヴィの裔等を探ねたれど、そこには一人も見當らざりき。一六よ
 りて我はエリエゼル、アリエル、セメヤ、エルナタン、ヤリブ、他のエルナ

2) 一行中の最後の者か(七・九参照)
 またはまだバビロンにいる残りの者
 3) これは同名の河の近くに
 ある處の名前。

一七 タン、ナタン、ザカリア、モソラム等重立てる人々と、賢人⁴⁾なるヨ
 ヤリブ及びエルナタンを遣せり。一七 即ち彼等を、カスファイア⁵⁾と云う
 處の長なるエツドの許に遣し、且我等の天主の家の役者等を我等の許
 に連れ來らん爲に、彼等がカスファイアという處に居るエツドとその兄
 弟なるナテイン人に告ぐべき言を、その口に傳授せり。一八 然るに我等
 の天主の仁慈深き御手我等の上⁶⁾にありしに由り、彼等我等の許に、イ
 スラエルの子レヴィの子なるモホリの裔等の中にて最も學識ある人、
 一八 及びサラビアとその子等その兄弟等十八人を連れ來り、一九 またハサビ
 ア及び彼と共にメラリの裔等の中なるイザヤとその兄弟等その子等二
 二〇 十人を、二〇 なおダヴィド及び諸侯がレヴィ人に仕えしめんとて差出し
 たるナテイン人の中よりナテイン人二百二十人をも連れ來れり。是等
 二一 の者は皆その名を録されたり。三 是に於いて我、彼處、アハヴァ河の
 畔に斷食⁷⁾を布令しが、其は我等が主、我等の天主の御前に身を苦し

4) 教師。一) カス
 ファイア(ヘブレオ
 語カシプヤ)はバ
 ベル附近の村か、
 または同名の町の
 一部。一) 祈禱が
 聞き入れられるよ
 うにするため、民
 全体に斷食を布令
 させるのは、公共
 の大事の折の慣習
 であつた。また個
 人も自分の祈を天
 主に嘉されようと
 斷食を行つた。

二二

め、我等と我等の子等と我等のあらゆる所有物とに對する正しき道を、⁷⁾

之に請い求めん爲なりき。三三 即ち我は途中にて敵より我等を護るべき⁸⁾ 援

兵や騎兵を、王に願ひ求むるを恥じたり、其は我等王に向かいて、「我等

の天主の御手は、凡て懇ろに主を求め奉る者の上にある、その權と力と御

忿怒とは、之を棄つる者の上にある。」と云いたればなり。三三 かく我等斷

食して、以て我等の天主に求めたるに、經過我等に幸せり。三四 我また司祭

の重立てる者共の中より十二人、即ちサラビア、ハサビア、及び之と共に

その兄弟十人を別ち選びて、三五 王とその顧問官等とその諸侯と、在る限り

のすべてのイスラエル人とが献げたる、銀、金、及び我等の天主の家の聖

別せられし器を、彼等に量り與えたり。二六 しかして我がその手に量り與え

しは、銀六百五十タレント、銀の器百箇、金百タレント、二七 金貨一千杖に

相當する金の爵二十箇、及び金の如く美麗なる、光り輝く青銅の器二箇な

りき。二八 しかして我は彼等に云いぬ、「汝等は主の聖者にして、の 器具類

7) 無事な旅を

8) 隊商には今

でもまだ、漂

泊のアラビア

人の群やその

襲撃強奪があ

るために、武

装した護衛の

人々をつけて

やらなければ

ならない。

9) 司祭やレヴ

イ人は何より

もまず天主の

御用を勤める

ため、聖別せ

られ聖なる者

とされたので

二九 は聖、志より主我等の父祖の天主に献げられたる銀と金とも亦然り。二九 汝等、

司祭レヴィ人の長等及びイエルサレムにあるイスラエルの家長等の前にて、主

の家の寶庫に之を量り納むるまでは、警戒して守護せよ。」と。三〇 司祭レヴィ

人、乃ちイエルサレムにある我等の天主の家に持ち行かんとて、重さを量れる

その金銀及び器具類を受取りたり。三二 かくて我等はイエルサレムに赴かんとて

第一月の十二日にアハヴァ河を出發ちけるが、我等の天主の御手我等の上にあ

りて、我等を敵や道に待伏せする者の手より救い給いぬ。三三 我等ついにイエル

サレムに到りて、10) 三日の間其處に滞在せり。三三 次いで四日目にウリアの子司

祭メレモトの手を経て、金銀及び器具類を我等の天主の家に量り納めけるが、

FINEESの子エレアザル彼と共にあり、ヨズエの子ヨザバド、ベンノイの子

ノダヤ等レヴィ人、彼等と共にありき。三四 それぞれの數と重さとを調べて付し、

その重さはすべてその時書き留めたり。三五 なおまた捕囚を釋されて歸り來りし

移住の裔等、イスラエルの天主に燔祭を献げたり、即ちイスラエルの民全体の

聖具類

の世話

は彼ら

のなす

べき事

となつ

ていた

10) この

旅は三

カ月半

かかつ

た。

三六
 爲の犢十二頭¹⁾、牡羊九十六頭、小羊七十七頭、及び罪祭の爲の牡
 やぎ^二、山羊十二頭を、悉く燔祭として主に獻げたり。^{三六} 彼等また王の詔
 の^リ、王の許より遣されて其處に居りし總督及び河の彼方の軍將
 等に付しければ、彼等民と天主の家とに援助を與えたり。

第九章

エズドラス、民の罪惡を嘆く―その民のための祈禱。

一 一さて是等の事の行われたる後、諸侯我の許に來りて云いけるは
 「イスラエルの民、及び司祭レヴィ人、未だ異邦人即ちカナアン
 人、ヘト人、フェレズ人、イエブス人、アンモン人、モアブ人、
 エジプト人、アモル人などとその憎むべき事とを離れずして、
 二 却つて彼等の娘等の中より、己が爲、己が息子等の爲に妻を娶
 り、¹⁾ 聖き種を異邦人に雜えたり。しかしこの罪を犯す手始めは
 三 諸侯及び長官たちなりき。我この事を聞くや、わが袍と衣とを

1) 十二族を犠牲の數にあらわして。また下記九十六は十二に八をかけたもの。十二は七の如く聖數。

第九章 1) カナアンの民との結婚は全く禁じられていた(出三四・一六)。他の異教徒で、ユデアの律法を奉じ、異教を棄てた者との結婚は、許されることもあつた。たゞ司祭のみは必ずユデア人の處女

四 裂き、わが頭髮と鬚とを抜き、坐して嘆けり。四 イスラエルの天主の御言
 を畏るる者皆、また捕囚より歸り來りし者共の罪惡の故に、わが許に集い
 けるが、我は夕方方の犠祭の時まで、悲しみて坐し居たり。五 されど我、夕
 方の犠祭の時にわが悲嘆より起ち上り、袍と衣とを裂きてわが膝を曲げ、
 主わが天主に向かいてわが手を差し伸べ、六 さて云いけるは、「わが天主よ
 我、心顛倒して、汝に向かいわが顔を擧ぐるを恥す。蓋は我等の罪惡は積
 りて我等の頭の上にあり、我等の科は重なりて天に達したればなり、七 是
 は我等の父祖の日より然り。剩え我等も亦自ら今日に至るまで重き罪を犯
 せり。されば我等の罪惡の故に、我等自らも、又我等の王等、我等の司祭
 等も、諸國の王等の手に付され、劍、捕囚、掠奪、恥辱等に遭えること、
 八 今日の如し。八 然るに今、少しく、且一時の間、我等の祈願主我等の天主
 の御許に至りたる如く、かくて我等に残存すべき者残され、我等の爲主の
 聖なる處に、杭²⁾を與えられ、我等の天主我等の眼を明らかならしめて、

と結婚することになつてい
 た。利二一・
 一四参照。
 2) 天主は歸國
 者達に聖所の
 近く、イエル
 サレムとユダ
 とに、天幕、
 文字通りに云
 えばその杭、
 すなわち住居
 を與え給うた
 天幕の杭を打
 つことを許す
 とは、住居を
 定めさせると
 いうに同じ。

九

我等の奴隸たる境涯に於いても、些か我等に生氣を與え給えり。蓋し我

等は奴隸なるが、奴隸の境涯に於いても、我等の天主は我等を棄て給わず

我等に生氣を與え、我等の天主の家を建てしめ、その荒廢より復興せしめ

ユダとイエルサレムとに於いて我等に垣^{カキ}を賜わんとて、ペルシヤ王の前

にて我等に御矜恤を傾注ぎ給えり。我等の天主よ、かくては我等、今何

をか云わんや。其は我等、汝の御誠命を棄てたればなり。汝、曾て之を

その下僕なる預言者等の手により命じて、曰わく、汝等が入りて領せん

とする地は不淨の地なり、其はその民も他の各地も、その憎むべき事の故

に不淨にして、彼等はこの入口よりかの入口までその穢れを充滿したれば

なり。されば今、汝等の娘を彼等の息子に與うるなかれ、彼等の娘を

汝等の息子に娶るなかれ。永久にその平安をもその繁榮をも求むべからず

是、汝等が強大となりて、その地のよき物を食するを得、且汝等の嗣産た

る裔等を、末長く有せんためなり。と。我等のいと悪しき所行と我

3) ユデアにい
る異教民族と
判然と別れて
住むことがで
きるよう。そ
してこのお恵
みの故にこそ
異教徒と縁を
結ぶのは一大
忘恩行爲であ
り、一層罰す
べきこととな
った。

4) 申七・三。

一四 等の大いなる科とによりて、諸々の事我等に臨みたる後、汝我等の天主、我等をその罪惡より解放ちて、今日の如く我等に救拯を賜えり、一四これ、我等をして、轉りて汝の御誠命を破り、是等の憎むべき事をなす民と婚を結ぶこと、なからしめ給わんためなり。汝、豈、殘存え救わるべき者を我等に残さずして滅ぼし盡すまで我等に對して怒り給わんや。一五 主イスラエルの天主よ、汝は義し、其は我等、今日の如く、救わるべき者として殘されたればなり。視給え、我等罪に塗れて汝の御前にあり、蓋し、是が爲に汝の御前に立つを得る者一人だになし。」と。

第十 章

命じて異邦人の女を出さしむ。

一 一さてエスドラスが、かく祈り、哀願して、天主の聖殿の御前に泣き伏しおる間に、男女及び子供等の夥しき大群衆、イスラエルの中より彼の許に集い來り、民太く泣き悲し

5) 我等の罪にも拘らず
今まで我等を棄て給わ
ざりし天主よ、前述の
婚姻によりて民の犯し
たる非を我等が除き去
ることを得、かくて汝
が我等を導き帰り給え
る後は、また累ねて没
穢に陥らざるよう、我
等を助け給え。

二 めり。二時に、エラムの子等の一人なるイエヒエルの子セケニア、答えてエズドラに云いけるは、「我等は我等の天主に對して罪を犯し、この地の民の中より他所者の女を娶れり。されど今もし之に就きてイスラエルに痛悔あらば、三我等主の御旨と、主我等の天主の御命令を畏るる人々の意とに循いて、かかる妻と之より生れたる者とを悉く出すべしとの契約を、主我等の天主に立てん。律法のままになれかし。四起て、定むるは汝の仕事なり。一) 我等は汝に與すべし。心を勵まして之を爲せ。」

五 是に於いてエズドラ起ち、司祭レヴィ人の長等、及びすべてイスラエル人をして、この言の如く爲さんと誓わしめしかば、彼等則ち誓えり。六次いでエズドラ、天主の家の前より起ち、エリアシブ²⁾の子ヨハナンの室に行きて其處に入りしが、パンをも食せず水をも飲まざりき。七) 蓋は捕囚より歸り來りし者共の罪を悲しみたればなり。七かくてユダとイエルサレムとにある總べての捕囚の裔等に布令しめけるは「イ

第十章 1) エズドラはアルタクセルクセスから最高裁判權を與えられていた本七・二五―二六参照。―2) エリアシブは大司祭であつた。聖殿脇の建物には司祭たちの部屋があり、彼らは勤務せぬ時にはそこに居た。

3) 贖罪のために斷食したのである。

八 エルサレムに集合すべし、凡そ諸侯及び長老等の決議に循い、三日の内に來らざる者は、その所有物を悉く取り上げられ、捕虜たりし人々の團體より斥けらるべし。」と。九 是に於いてユダとベンヤミンとの人々いづれも三日の間にイエルサレムに集い來れり。そは第九月にして、その月の二十日のことなりしが民皆天主の家の廣場に坐して、罪と大雨との爲に震い居たり。一〇 時に司祭エスドラス起ち上りて、彼等に云いけるは、「汝等は罪を犯し、他所者の女を娶りてイスラエルの科を増したり。二 されば今、主汝等の父祖の天主に告白してその嘉し給う事を行え。即ちこの地の民と、他所者の女とより離るべし。」と。

二三 全会衆、聲高く答えて云いけるは、「汝の我等に言えるが如くになれかし。」

二三 然れども民は多く、且雨季にして、我等戶外に立つ能わず、また（我等この事に就きて大いに罪を犯したれば）そは一日二日の仕事に非ざるに由り、

一四 全会衆の中より管掌者を立て、凡そ他所者の女を娶りて我等の市に居る者は悉く時を定めて來らしめ、なお之と共に市々の長老等及びその裁判官等をも

4) これ
は十二
月の前
半、即
ち一年
中で最
悪の季
節のこ
とであ
つた。

一五 來らしめて、この罪に對する我等の天主の御忿怒の、我等より離るるを待つべし。」と。一五かくて

一六 アザヘルの子ヨナタン、及びテクエの子ヤーシア立てられてこの事に當り、レヴィ人なるメソラム及びセベタイ、之を助け、一六いよいよ捕囚の裔等

一七 然なせり。即ち司祭エスドラス、及び父祖の家一門の長たる人々、皆指名されて行き、この事を調査せんと、第十月の一日より坐し、一七第一月の一日

一八 目までかかりて、他所者の女を娶りし人々を、悉く終えたり。一八司祭の子等の中にも、他所者の女を娶りし者見當れり、即ちヨセデクの子ヨズエ

一九 の子等とその兄弟との中にては、マーシア、エリエゼル、ヤリブ、及びゴドリア。一九彼等は、そ

5) もしも異教徒の女との結婚を、全部例外なく無効と宣言するつもりなら、殆ど三カ月もかかつてこれほど入念に調査する必要はなかつたであらう。故に異教を棄てなかつた女だけを、子供たちと共に出さなければならなかつたのだと解される。それでもその結婚が律法上許さるべきであり、棄教に導く懼れがないならば(申二二三・七一八)、それは有効と宣言された。特にイスラエル人の胤を受けて既に子をなしている女(四四節)は、たゞ律法を奉ずることに反対した極端な場合にだけ出された。イスラエル立法上のこの厳しさは、イスラエル民族の選ばれた目的たる、天主の御啓示を純粹のまま、偶像教から護るために必要であつた。

6) 大司祭の従兄弟。

二〇 の妻を出し、且己が科の爲にその羊の中より牡羊一頭を献げんと、¹⁾ 其の手
 を與えたり。⁸⁾ 二〇エンメルの子孫の中にては、ハナニ、及びゼベデア。
 二一 三ハリムの子孫の中にては、マーシア、エリア、セメヤ、イエヒエル、及び
 二二 オジア。二三 フェシユルの子孫の中にては、エリオエナイ、マーシア、イスマ
 二三 エル、ナタナエル、ヨザベド、及びエラサ。二四 レヴィ人の子孫の中にては、
 二四 ヨザベド、セメイ、ケラヤ即ちカリタ、ファタヤ、ユダ、及びエリエゼル。
 二五 歌手の中にては、エリアシブ。門衛の中にては、セルム、テレム、及びウ
 二五 リ。二五 更にイスラエル中⁹⁾の、ファロスの子孫の中にては、レメヤ、イエジア、
 二六 メルキア、ミアミン、エリエゼル、メルキア、及びバネア。二六 エラムの子孫
 の中にては、マタニア、ザカリア、イエヒエル、アブデイ、イエリモト、及
 二七 びエリア。二七 ゼトウアの子孫の中にては、エリオエナイ、エリアシブ、マタ
 二八 ニア、イエリムト、ザバド、及びアジザ。二八 ベバイの子孫の中にては、ヨハ
 二九 ナン、ハナニア、ザツバイ、アタライ。二九 バニの子孫の中にては、モソラム、

1) 所定の
 罪祭につ
 いては利
 五・一五
 一・一九參
 照。

8) すなわ
 ち正式に
 嚴かに誓
 約した。

9) 俗人の
 うち。

三〇 メルク、アダヤ、ヤスブ、サール、及びラモト。三〇フアハト・モアブの子

孫の中にては、エドナ、カラル、バナヤ、マーシア、マタニア、ベセレー

三二 ル、ベンヌイ、及びマナツセ。三二ヘレムの子孫の中にては、エリエゼル、

三三 ヨズエ、メルキア、セメヤ、シメオン、三三ベンヤミン、マロク、サマリア。

三三 ハソムの子孫の中にては、マタナイ、マタタ、ザバド、エリフエルト、

三四 イエルマイ、マナツセ、セメイ。三四パニの子孫の中にては、マアツデイ、

三五 アムラム、ウエル、三五バネア、バダヤ、ケリアウ、三六ヴァニア、マリムト、

三七 エリアシブ、三七マタニア、マタナイ、ヤシ、三八パニ、ベンヌイ、セメイ、

三九 サルミア、ナタン、アダヤ、四〇メクネデバイ、シサイ、サライ、四一エズ

四二 レル、セレミアウ、セメリア、四二セルム、アマリア、ヨゼフ。四三ネボの子

孫の中にては、イエヒエル、マタテイヤ、ザバド、ザビナ、イエツドウ、

四四 ヨエル、及びバナヤ。四四是等の者は皆他所者の女を娶れり。しかしてその

中には子を産みし女もありき。10)

10) エデアの傳承によれば、エズドラスは再びペルシヤに歸り、そこで百二十歳を以て没したといふ。エズドラスの墓は、チグリシ河のほとり、そのエウフラト河と合する地点から二十マイル上にある。